

令和元年度決算に基づく
健全化判断比率及び
資金不足比率報告書

府 中 市

目 次

1 令和元年度健全化判断比率報告書	1
(1) 総括表	1
(2) 実質赤字比率	2
(3) 連結実質赤字比率	2
(4) 実質公債費比率	3
(5) 将来負担比率	3～4
2 令和元年度資金不足比率報告書	4
(1) 総括表	4
(2) 法適用企業	5
(3) 法非適用企業	5

1 令和元年度健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を次のとおり報告する。

(1) 総括表

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	9.3%	74.1%

注) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

《比率の概要》

区分		早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	① 実質赤字比率 一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率	財政規模に応じ 11.25～15% (本市 13.10%)	20%
	② 連結実質赤字比率 全会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率	財政規模に応じ 16.25～20% (本市 18.10%)	30%
	③ 実質公債費比率 一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率	25%	35%
	④ 将来負担比率 地方債残高、債務負担行為支出予定額、退職手当支給予定額、損失補償など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	350%	—

《財政健全化に向けた取組》

早期健全化基準以上の場合	「財政健全化計画」の策定
財政再生基準以上の場合	「財政再生計画」の策定

《参考》

標準財政規模(千円)	11,612,186
うち臨時財政対策債発行可能額	522,171

(2) 実質赤字比率

ア 一般会計等の実質収支額

(単位:千円)

会計名	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差引額 C (A-B)	翌年度へ繰 越すべき財 源 D	実 質 収 支 額 E (C-D)
一般会計	21,928,476	20,531,600	1,396,876	588,038	808,838
病院事業債 管理特別会計	761,793	761,793	0	0	0

イ 標準財政規模(千円)	11,612,186
--------------	------------

(単位:%)

ウ 実質赤字比率	—	※実質黒字の比率 6.96%
----------	---	----------------

【算定方法】

$$\text{実質赤字比率 ウ} = \frac{\text{アのE欄の額} (\text{※マイナスの場合のみ})}{\text{イ}}$$

(3) 連結実質赤字比率

区分	金額(千円)	備考
ア 一般会計等の実質収支額の合計	808,838	(2)アのE欄
イ 公営企業の資金不足額又は資金剰余額(①+②+③)	3,233,382	資金不足額がある場合はマイナス計上
① 水道事業会計	998,303	
② 病院事業会計	2,167,518	
③ 公共下水道事業特別会計	67,561	
ウ ア及びイに属さない特別会計の資金不足額又は資金剰余額(④+⑤+⑥)	18,224	
④ 国民健康保険特別会計	7,654	
⑤ 介護保険特別会計	9,673	
⑥ 後期高齢者医療特別会計	897	
エ 標準財政規模	11,612,186	

(単位:%)

オ 連結実質赤字比率	—	※連結実質黒字の比率 34.96%
------------	---	-------------------

【算定方法】

$$\text{連結実質赤字比率 オ} = \frac{\text{ア+イ+ウ} (\text{※マイナスの場合のみ})}{\text{エ}}$$

(4) 実質公債費比率

区分	金額(千円)	備考
ア 地方債の元利償還金	2,936,705	一般会計等に係る公債費
イ 準元利償還金	682,545	公営企業債繰出金 634,471 一部事務組合負担金 40,179 債務負担行為 7,895 一時借入金利子 0
ウ 元利償還金又は準元利償還金に充てられた特定財源	673,827	都市計画税 193,181 転貸債 456,927 住宅使用料等 23,719
エ 算入公債費及び算入準公債費の額(地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入された額)	2,012,649	災害復旧事業等 1,672,854 事業費補正 220,163 密度補正 119,632
オ 標準財政規模	11,612,186	

(単位:%)

カ 実質公債費比率(単年度)	9.7	H29 : 9.3 H30 : 9.1
キ 実質公債費比率	9.3	3 か年平均

【算定方法】

$$\text{実質公債費比率 力} = \frac{(\text{ア} + \text{イ}) - (\text{ウ} + \text{エ})}{\text{オ} - \text{エ}}$$

(5) 将来負担比率

区分	金額(千円)	備考
ア 一般会計等に係る地方債の現在高	25,311,487	
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	0	
ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般財源等からの繰入見込額	6,838,286	水道事業 329,341 病院事業 136,681 下水道事業 6,372,264
エ 組合等が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	131,628	
オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	3,792,952	
カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	474,790	
キ 連結実質赤字額	0	
ク 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0	

ケ 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	3,801,020	財政調整基金 2,726,915 減債基金 2,540 その他特目基金 1,071,565
コ 地方債の償還額等に充当可能な特定の収入	3,909,967	都市計画税 1,787,062
サ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入が見込まれる額	21,716,837	
シ 標準財政規模	11,612,186	
ス 算入公債費及び算入準公債費の額	2,012,649	R01 年度基準財政需要額

(単位：%)

セ 将来負担比率	74.1
----------	------

【算定方法】

$$\text{将来負担比率 セ} = \frac{(\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ} + \text{オ} + \text{カ} + \text{キ} + \text{ク}) - (\text{ケ} + \text{コ} + \text{サ})}{\text{シース}}$$

2 令和元年度資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率を次のとおり報告する。

(1) 総括表

区分	会計名	資金不足比率(%)	備考
法適用企業	水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
	病院事業会計	—	
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	—	同令第17条第3号の規定により事業の規模を算定

注) 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

《比率の概要》

区分	経営健全化基準
資金不足比率 公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率	20%

《財政健全化に向けた取組》

経営健全化基準以上の場合(公営企業会計)	「経営健全化計画」の策定
----------------------	--------------

(2) 法適用企業

ア 資金不足額

(単位:千円)

会計名	流動負債 (控除企業債等 を除く。) A	算入地方債 B	流動資産 (控除財源等 を除く。) C	資金不足額又は 資金剰余額 D (A+B-C)
水道事業会計	233,720	0	1,232,023	△998,303
病院事業会計	111,868	0	2,279,386	△2,167,518

イ 事業の規模

(単位:千円)

会計名	営業収益の額 E	受託工事収入の 額 F	事業の規模 G (E-F)	備考
水道事業会計	602,251	0	602,251	
病院事業会計	1,120,945	0	1,120,945	

ウ 資金不足比率

(単位:%)

水道事業会計	—	※資金剰余比率 165.8%
病院事業会計	—	※資金剰余比率 193.4%

【算定方法】

$$\text{資金不足比率 } \text{ウ} = \frac{\text{D} (\text{※マイナスは、資金剰余額となる。})}{\text{G}}$$

(3) 法非適用企業

ア 資金不足額

(単位:千円)

会計名	歳出額 A	算入地方債 B	歳入額 C	資金不足額又は 資金剰余額 D (A+B-C)
公共下水道事業 特別会計	1,362,645	0	1,430,206	△67,561

イ 事業の規模

(単位:千円)

会計名	営業収益の額 E	受託工事収入の 額 F	事業の規模 G (E-F)	備考
公共下水道事業 特別会計	217,674	0	217,674	

ウ 資金不足比率

(単位:%)

公共下水道事業特別会計	—	※資金剰余比率 31.0%
-------------	---	---------------

【算定方法】

法適用企業と同様